

## 「行政手続コスト」削減のための基本計画

省庁名	農林水産省
重点分野名	営業の許可・認可に係る手続

### 1 手続の概要及び電子化の状況

(1) 愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者の届出（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律）

#### ① 手続の概要

愛がん動物用飼料の製造業者又はその輸入業者は、その事業の開始前に、次に掲げる事項を農林水産大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 製造業者にあっては製造する事業場の名称及び所在地
- 3 販売業務を行う事業場及び保管する施設の所在地
- 4 製造又は輸入に係る愛がん動物用飼料が使用される愛がん動物の種類
- 5 製造又は輸入の開始年月日
- 6 輸出用として製造又は輸入の有無

#### ② 電子化の状況

未導入

(2) 診療施設の開設の届出（獣医療法）

診療施設の休止、廃止、変更の届出（獣医療法）

往診診療者等への適用（獣医療法）

#### ① 手続の概要

診療施設を開設した者は、その開設の日から10日以内に、当該診療施設の所在地を管轄する都道府県知事に農林水産省令で定める事項を届け出なければならない。当該診療施設を休止し、若しくは廃止し、又は届け出た事項を変更したときも、同様とする。

- 1 開設者の氏名及び住所（開設者が法人である場合にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに開設者が獣医師である場合にあってはその旨）
- 2 診療施設の名称
- 3 開設の場所
- 4 開設の年月日
- 5 診療施設の構造設備の概要及び平面図
- 6 管理者の氏名及び住所（管理者が獣医師であって診療施設を管理しているときはその旨）
- 7 診療の業務を行う獣医師の氏名

- 8 診療の業務の種類
- 9 開設者が法人である場合にあっては、定款
- 10 その他都道府県知事が必要と認める事項

② 電子化の状況  
未導入

(3) 医薬品等製造販売業の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

① 手続の概要

医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造販売業者は、その事業を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開したとき、又は医薬品等総括製造販売責任者その他農林水産省令で定める次の事項を変更したときは、30日以内に、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。

- 1 製造販売業者の氏名若しくは名称又は住所
- 2 主たる機能を有する事務所の名称又は所在地
- 3 製造販売業の許可の種類に係る事業を廃止し、休止し、又は休止した事業を再開した場合にあっては、当該許可の種類
- 4 医薬品等総括製造販売責任者の氏名又は住所
- 5 製造販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員

② 電子化の状況  
未導入

(4) 医薬品の製造業、外国製造業の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

① 手続の概要

医薬品、医薬部外品又は化粧品等の製造業者又は医薬品等外国製造業者は、その製造所を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開したとき、又は医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者その他農林水産省令で定める次の事項を変更したときは、30日以内に、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。

- 1 製造業者又は認定医薬品等外国製造業者の氏名若しくは名称又は住所
- 2 製造所の名称
- 3 製造業の許可の区分又は認定医薬品等外国製造業者の認定の区分に係る製造を廃止し、若しくは休止し、又は休止した製造を再開した場合にあっては、当該許可の区分又は認定の区分
- 4 製造品目
- 5 製造所の医薬品製造管理者、医薬部外品等責任技術者若しくは生物由来製品の製造を管理する者又は製造所の責任者の氏名又は住所

6 製造所の構造設備の主要部分

7 製造業者又は認定医薬品等外国製造業者が法人であるときは、その業務を行う役員

② 電子化の状況  
未導入

(5) 医療機器等製造販売業の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

① 手続の概要

医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者は、その事業を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開したとき、又は医療機器等総括製造販売責任者その他農林水産省令で定める次の事項を変更したときは、30日以内に、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。

- 1 製造販売業者の氏名若しくは名称又は住所
- 2 主たる機能を有する事務所の名称又は所在地
- 3 製造販売業の許可の種類に係る事業を廃止し、休止し、又は休止した事業を再開した場合にあっては、当該許可の種類
- 4 医療機器等総括製造販売責任者の氏名又は住所
- 5 製造販売業者が法人であるときは、その業務を行う役員

② 電子化の状況  
未導入

(6) 医療機器等の製造業、外国製造業の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

① 手続の概要

医療機器又は体外診断用医薬品の製造業者又は外国製造業者は、その製造所を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開したとき、又は医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者その他農林水産省令で定める次の事項を変更したときは、30日以内に、農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。

- 1 製造業者又は登録外国製造業者の氏名若しくは名称又は住所
- 2 製造所の名称
- 3 製造所の医療機器責任技術者、体外診断用医薬品製造管理者若しくは生物由来製品の製造を管理する者又は製造所の責任者の氏名又は住所
- 4 製造業者又は登録外国製造業者が法人であるときは、その業務を行う役員

② 電子化の状況  
未導入

- (7) 医療機器修理業の許可の更新（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）
- ① 手続の概要
- 医療機器の修理業の許可は3年を下らない政令で定める期間（5年）ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- ② 電子化の状況  
未導入
- (8) 医療機器の修理業の事業所の休廃止再開等の届出（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）
- ① 手続の概要
- 医療機器の修理業者は、その事業を廃止し、休止し、若しくは休止した事業を再開したとき、又は医療機器修理責任技術者その他農林水産省令で定める次の事項を変更したときは、30日以内に農林水産大臣にその旨を届け出なければならない。
- 1 医療機器の修理業者の氏名若しくは名称又は住所
  - 2 事業所の名称
  - 3 事業所の医療機器修理責任技術者の氏名又は住所
  - 4 事業所の構造設備の主要部分
  - 5 医療機器の修理業者が法人であるときは、その業務を行う役員
- ② 電子化の状況  
未導入
- (9) 指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出（肥料取締法）
- ① 手続の概要
- 指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を開始する2週間前までに、輸入業者及び農林水産大臣が登録した普通肥料を原料として配合される指定配合肥料の生産業者は農林水産大臣に、その他の生産業者はその生産する事業場の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。
- 1 氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - 2 肥料の名称
  - 3 生産業者にあっては生産する事業場の名称及び所在地
  - 4 保管する施設の所在地
- ② 電子化の状況  
未導入

(10) 指定配合肥料の生産業者又は輸入業者の届出事項変更の届出（肥料取締法）

① 手続の概要

指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、届出事項に変更を生じたときは、その日から2週間以内に、次に掲げる事項を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 変更した年月日
- 2 変更した事項
- 3 変更した理由

② 電子化の状況

未導入

(11) 指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出（肥料取締法）

① 手続の概要

指定配合肥料の生産業者又はその輸入業者は、その事業を廃止したときは、その日から2週間以内に、次に掲げる事項を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

- 1 廃止した年月日
- 2 生産（輸入）していた指定配合肥料の名称

② 電子化の状況

未導入

(12) 登録検査機関の登録事項の変更の届出（農産物検査法）

① 手続の概要

登録検査機関は、登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地、農産物検査を行う農産物検査員の氏名等を変更したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

② 電子化の状況

未導入

(13) 登録検査機関の登録の更新（農産物検査法）

① 手続の概要

登録検査機関は、5年ごとに登録検査機関の登録の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

② 電子化の状況

未導入

(14) 米穀の出荷又は販売の事業の届出（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）

① 手続の概要

米穀の出荷又は販売の事業（その事業の規模が当該年度の米穀の出荷数量若しくは販売予定数量又は前年度の米穀の出荷数量若しくは販売数量のいずれか大きい数量が20精米トン未満であるものを除く。）を行おうとする者は、あらかじめ、i) 商号、名称又は氏名及び住所、ii) 法人である場合においては、その代表者の氏名、iii) 主たる事務所の所在地等を農林水産大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

未導入

(15) 信用事業規程の変更又は廃止の承認（農業協同組合法）

① 手続の概要

信用事業を行う組合は、信用事業の種類及び事業の実施方法を記載した信用事業規程を定め、これの変更又は廃止は、行政庁の承認を受けなければならない。

② 電子化の状況

未導入

(16) 漁業の免許（漁業法）

① 手続の概要

漁業権の設定を受けようとする者は、都道府県知事に対して申請してその免許を受けなければならない。

② 電子化の状況

一部の地方公共団体において導入

(17) 都道府県知事の漁業の許可

① 手続の概要

都道府県知事は特定の種類の水産動植物の採捕を目的として営む漁業等について、都道府県知事の許可を受けなければならないこととすることができる。

② 電子化の状況

一部の地方公共団体において導入

(18) 届出漁業の届出（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令）

① 手続の概要

届出漁業を営む場合、当該届出漁業の操業期間ごと及び船舶ごとに、当該操業期間の最初の日の1月前までに、届出書に必要書類を添付し、農林水産大臣に届け出なければならない。

② 電子化の状況

未導入

(19) 外国人の漁業等の許可（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律）

① 手続の概要

外国人は、排他的経済水域においては、農林水産省令で定めるところにより、漁業又は水産動植物の採捕に係る船舶ごとに、農林水産大臣の許可を受けなければ、漁業又は水産動植物の採捕を行ってはならない。

② 電子化の状況

未導入

(20) 指定養殖業の許可（内水面漁業の振興に関する法律）

① 手続の概要

うなぎ養殖業の許可を受けようとする者は、養殖場ごとに、農林水産大臣に申請し、許可を受けなければならない。

② 電子化の状況

未導入

## 2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

営業の許認可等に掛かる民間事業者の行政手続コストについて、令和元年年度までに20%削減する。

なお、営業の許認可を含む行政手続等のオンライン化については、以下の方針、スケジュールで進める。

### 【取組方針】

行政手続等のオンライン化については、「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）等の最新の政府方針を踏まえるとともに、農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画に基づき取り組む。

具体的には、営業の許認可を含む行政手続等について、農林漁業者や食品産業事業者等がオンラインで申請できる共通的な電子システム（以下「共通申請サービス」という。）を内閣官房IT総合戦略室の協力を得ながら構築する。なお、共通申請サービスにおける本人確認については、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」を踏まえ、適切に設定する。

また、地方公共団体に係る行政手続における共通申請サービスの活用について、関係省庁と調整を行う。

### 【スケジュール】

<平成30年度>

共通申請サービスの構築に向けた検討を行った。

<令和元年度～>

上記の検討を踏まえ令和元年度から共通申請サービスの構築を進め、令和3年度から本格運用を開始する。

個別手続の削減方策については以下のとおり。

(1) 愛がん動物用飼料の製造業者又は輸入業者の届出（愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律）

### 【取組内容】

- ① 届出の事前相談を電子メールで行うことを可能にすることにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 氏名を自署する場合には押印の省略を認めることにより、行政手続の簡素化を図る。
- ③ 行政手続の電子化に向け、届出書類の提出を電子化すること及びその実施時期を検討する。

### 【スケジュール】

<平成29年度>

- ・①について実施し、その旨周知した。
- ・②について、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令・環境省令第2号）を改正し、氏名を自署する場合には押印を省略できる旨規定するとともに、その旨周知した。



<平成 30 年度>

- ・引き続き、上記の取組を徹底した。

<令和元年度>

- ・引き続き、上記の取組を徹底する。
- ・③について、届出書類の提出を電子化すること及びその実施時期について検討する。

(2) 診療施設の開設の届出 (獣医療法)

診療施設の休止、廃止、変更の届出 (獣医療法)

往診診療者等への適用 (獣医療法)

**【取組内容】**

以下の取組の実施について、都道府県に対して理解と協力を求める。

- ① 届出の事前相談を電子メールで行うことを可能にすることにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 氏名を自署する場合には押印の省略を認めることにより、行政手続の簡素化を図る。
- ③ 国から標準的な書式・様式を提示することにより、書式・様式の統一化を図る。
- ④ 行政手続の電子化に向け、届出書類の提出を電子化すること及びその実施時期を検討する。

**【スケジュール】**

<平成 29 年度>

- ・①について都道府県に対し理解と協力を求めた。

<平成 30 年度>

- ・②及び③について、氏名を自署する場合には押印を省略できる旨の記載を含む標準的な書式・様式を作成し、都道府県に対し周知及び協力依頼を行った。

<令和元年度>

- ・④について、届出書類の提出の電子化を都道府県に対して要請すること及びその時期について検討の上、実施する。

(3) 医薬品等製造販売業の休廃止再開等の届出 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

医薬品の製造業、外国製造業の休廃止再開等の届出 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

医療機器等製造販売業の休廃止再開等の届出 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

医療機器等の製造業、外国製造業の休廃止再開等の届出 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

医療機器の修理業の事業所の休廃止再開等の届出 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

**【取組内容】**

- ① 届出の事前相談や提出を電子メールで行うことを可能にすることにより、行政手続の電子化を図る。

- ② 氏名を自署する場合には押印の省略を認めることにより、行政手続の簡素化を図る。
- ③ 行政手続の電子化に向け、届出書類の提出を電子化すること及びその実施時期を検討する。

#### 【スケジュール】

<平成 29 年度>

- ・①について実施し、その旨周知した。
- ・②について、動物用医薬品等取締規則（平成 16 年農林水産省令第 107 号）を改正し、氏名を自署する場合には押印を省略できる旨規定するとともに、その旨周知した。

<平成 30 年度>

- ・引き続き、上記の取組を徹底した。

<令和元年度>

- ・引き続き、上記の取組を徹底する。
- ・③について、届出書類の提出を電子化すること及びその実施時期について検討する。

(4) 医療機器修理業の許可の更新（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）

#### 【取組内容】

- ① 申請書類を事前に電子メールで接受するなど審査業務を効率化することにより、処理期限の短縮を図る。
- ② 氏名を自署する場合には押印の省略を認めることにより、行政手続の簡素化を図る。
- ③ 行政手続の電子化に向け、申請書類の提出を電子化すること及びその実施時期を検討する。

#### 【スケジュール】

<平成 29 年度>

- ・①について実施し、その旨周知した。
- ・②について、動物用医薬品等取締規則（平成 16 年農林水産省令第 107 号）を改正し、氏名を自署する場合には押印を省略できる旨規定するとともに、その旨周知した。

<平成 30 年度>

- ・引き続き、上記の取組を徹底した。

<令和元年度>

- ・引き続き、上記の取組を徹底する。あわせて、手続料の納付方法について検討する。
- ・③について、届出書類の提出を電子化すること及びその実施時期について検討する。

(5) 指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出（肥料取締法）

指定配合肥料の生産業者又は輸入業者の届出事項変更の届出（肥料取締法）

指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出（肥料取締法）

#### 【取組内容】

- ① 届出の事前相談を電子メールでも可能にするなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。

- ② 現行の肥料取締法施行規則では、氏名又は代表者の氏名を自署する場合においては、押印を省略することができるかとされているが、これを徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。
- ③ 行政手続の電子化に向け、届出書類の提出を電子化すること及びその実施時期を検討する。

#### 【スケジュール】

＜平成 29 年度＞

- ・①及び②について、届出の事前相談を受け付けるメールアドレスを各地方農政局等に設置し、届出の事前相談をメールでも受け付けられる体制とした。加えて、ウェブサイト等を用いて、自署した場合に押印の省略が可能となることや、事前相談のメールアドレスを周知した。

＜平成 30 年度＞

- ・引き続き、上記の取組を徹底した。

＜令和元年度＞

- ・引き続き、上記の取組を徹底する。
- ・③について、届出書類の提出を電子化すること及びその実施時期について検討する。

なお、上記の取組に加え、登録の申請先については工場所在地を管轄する FAMIC でも受け付けることとし、これを周知するとともに、令和 2 年度以降の実現に向けて、会社住所など法人番号で明らかとなるような情報についてはその都度の入力を不要とし、手続を電子化することや、肥料の銘柄ごとに保管場所の変更届出を行うことを不要とし、会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とすることについて検討する。

#### (6) 登録検査機関の登録事項の変更の届出（農産物検査法）

##### 【取組内容】

- ① 届出の事前相談を電子メールでも可能にすることにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。
- ③ 行政手続の電子化に向け、届出書類の提出を電子化すること及びその実施時期を検討する。

#### 【スケジュール】

＜平成 29 年度＞

- ・①については、運用の見直し及び周知を実施した。
- ・②については、書類の記載例をウェブサイトに公表した。

＜平成 30 年度＞

- ・①については、取組を開始した。

＜令和元年度＞

- ・引き続き、上記の取組を徹底する。
- ・③について、届出書類の提出を電子化すること及びその実施時期について検討する。

## (7) 登録検査機関の登録の更新（農産物検査法）

### 【取組内容】

- ① 登録更新の事前相談を電子メールでも可能にするなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 過去に提出した添付書類に変更がない場合、当該書類の提出を省略することにより、行政手続の簡素化を図る。
- ③ 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。
- ④ 手続の標準的な処理期間について公表するとともに、処理期間の短縮や申請に対する処分の進捗状況の情報提供を行う。
- ⑤ 行政手続の電子化に向け、申請書類の提出を電子化すること及びその実施時期を検討する。

### 【スケジュール】

#### <平成 29 年度>

- ・①、②、④については、運用の見直し及び周知を実施した。
- ・③については、書類の記載例をウェブサイト公表した。

#### <平成 30 年度>

- ・①、②、④については、取組を開始した。

#### <令和元年度>

- ・引き続き、上記の取組を徹底する。
- ・⑤について、申請書類の提出を電子化すること及びその実施時期について検討する。

## (8) 米穀の出荷又は販売の事業の届出（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律）

### 【取組内容】

- ① 届出の事前相談や提出を電子メールでも可能にするなど、手続の電子化を推進することにより、行政手続の電子化を図る。
- ② 書類の押印の省略を徹底することにより、行政手続の簡素化を図る。
- ③ 行政手続の電子化に向け、届出書類の提出を電子化すること及びその実施時期を検討する。

### 【スケジュール】

#### <平成 29 年度>

- ・①については、運用の見直し及び周知を実施した。
- ・②については、書類の記載例をウェブサイト公表した。

#### <平成 30 年度>

- ・①については、平成 30 年度から取組を開始した。

#### <令和元年度>

- ・引き続き、上記の取組を徹底する。
- ・③について、届出書類の提出を電子化すること及びその実施時期について検討する。

## (9) 信用事業規程の変更又は廃止の承認（農業協同組合法）

### 【取組内容】

- ① 共管省庁間で情報を共有することにより、申請者の事務負担の軽減を図るほか、申請書類の提出を電子化すること及びその実施時期を検討する。
- ② 承認申請書の進達と承認指令書の発出に係る決裁を合わせて行うことにより、処理期間の短縮を図る。

なお、①については、金融庁との連携が必要な取組である。

### 【スケジュール】

<平成 29 年度>

- ・申請書の受付に係る事務手続、申請内容の審査手順について、共管省庁である金融庁との協議を実施した。

<平成 30 年度>

- ・申請者の事務負担の軽減を図るため、変更に係る事前相談の内容について、共管省庁で情報共有を行った。

<令和元年度>

- ・地方農政局における承認申請書の進達と承認指令書の発出に係る決裁を合わせて実施する。
- ・これまでの取組を踏まえ、申請書類の提出を電子化すること及びその実施時期について、引き続き共管官庁と検討する。

## (10) 漁業の免許（漁業法）

都道府県知事の漁業の許可（漁業法）

### 【取組内容】

以下の取組の実施について、都道府県に対して理解と協力を求める。

- ① 添付書類及び申請書等の様式の簡素化が可能かどうか検討し、可能な場合には簡素化を実施し、ウェブサイト等で周知する。
- ② 申請等の事前相談をメールで行うなど、手続の電子化を推進する。
- ③ 提出書類申請書の記載例をウェブサイト等で周知する。

### 【スケジュール】

<平成 29～30 年度>

- ・都道府県に対して理解と協力を求めた。
- ・都道府県に対して、漁業法に基づく漁業権の免許及び漁業許可に関し、どのような添付書類を求めているのか調査依頼し、必要に応じ見直しを求めた。

<令和元年度>

- ・都道府県の協力状況を確認し、引き続き協力を求める。

## (11) 届出漁業の届出（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令）

### 【取組内容】

- ① 添付書類及び申請書等の様式の簡素化が可能かどうか検討し、可能な場合には簡素化を実施し、ウェブサイト等で周知する。

- ② 申請等の事前相談をメールで行うなど、手続の電子化を推進する。
- ③ 提出書類申請書の記載例をウェブサイト等で周知する。

**【スケジュール】**

<平成 29～30 年度>

- ・①の検討を実施した。
- ・②及び③の取組を推進した。

<令和元年度>

- ・①については、検討の結果に基づき、添付書類の簡素化を行い、ウェブサイト等で周知する。
- ・②及び③の取組を引き続き推進する。

(12) 外国人の漁業等の許可（排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律）

**【取組内容】**

手続の標準的な処理期間について公表する。

**【スケジュール】**

平成 29 年度に水産庁のウェブサイトにおいて公表した。

(13) 指定養殖業の許可（内水面漁業の振興に関する法律）

**【取組内容】**

- ① 添付書類及び申請書等の様式の簡素化が可能かどうか検討し、可能な場合には簡素化を実施し、ウェブサイト等で周知する。
- ② 申請等の事前相談をメールで行うなど、手続の電子化を推進する。
- ③ 申請書の記載例をウェブサイト等で周知する。

**【スケジュール】**

<平成 29～30 年度>

- ・①の検討を実施した。
- ・②及び③の取組を推進した。

<令和元年度>

- ・①については、検討の結果に基づき、添付書類の簡素化を行い、ウェブサイト等で周知する。
- ・②及び③の取組を引き続き推進する。

### **3 コスト計測**

#### 1. 選定理由

コスト計測は、以下の年間 1,000 件以上の手続を対象とする。

- (1) 指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出
- (2) 指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出
- (3) 都道府県知事の漁業の許可
- (4) 届出漁業の届出

#### 2. コスト計測の方法

ア 手続 1 件当たりの事業者の作業時間の計測は、当該手続を実施した代表的な数者を選定し、聴き取り等により実施。

イ 当該手続に関する年間総作業時間は、手続 1 件当たりの事業者の作業時間に年間件数を乗じて算出。

#### 3. コスト計測の時期

コスト計測は、過年度の実績を参考に、大多数の事業者が当該手続を完了した後に実施する。

- (1) 指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出：毎年 11 月頃
- (2) 指定配合肥料の生産事業又は輸入事業の廃止の届出：毎年 11 月頃
- (3) 都道府県知事の漁業の許可：毎年 1 月頃
- (4) 届出漁業の届出：毎年 1 月頃